

## 特別規則書

2019年 オートバックス全日本カート選手権 OK部門 第1戦/第2戦  
2019年 全日本カート選手権 FS-125部門 西地域 第2戦  
2019年 全日本カート選手権 FP-3部門 西地域 第2戦  
2019年 地方カート選手権 FS-125部門 西地域 第2戦  
2019年 ジュニアカート選手権 FP-Jr部門 西地域 第2戦  
2019年 ジュニアカート選手権 FP-JrCadets部門 西地域 第2戦

【 開催日 】 2019年 4月 27日(土)・28日(日)

【 主催 】 株式会社モビリティランド 鈴鹿モータースポーツクラブ

2019年2月24日発行

## 公示

本選手権競技は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則、およびその付則に準拠したJ A Fの国内競技規則、J A F国内カート競技規則およびその付則、2019年日本カート選手権規定、2019年J A F全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則および本大会特別規則に従って開催される。

### 第1章 大会開催に関する事項

#### 第1条 開催日 場所

開催日 2019年4月27日（土）～28日（日）  
開催場所 鈴鹿サーキット 国際南コース（1.264 Km）

#### 第2条 競技の種目、クラス区分と格式

種目： スプリントレース  
区分・格式： 【国内格式】 全日本選手権 OK部門  
全日本選手権 FS-125部門  
全日本選手権 FP-3部門  
【準国内格式】 地方カート選手権 FS-125部門  
ジュニアカート選手権 FP-Jr部門  
ジュニアカート選手権 FP-JrCadets部門

#### 第3条 オーガナイザー名称

株式会社 モビリティランド 鈴鹿モータースポーツクラブ（SMSC）  
〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992  
TEL 059-378-3405 FAX 059-378-3625

#### 第4条 大会組織委員会および審査委員会

大会会長	山下 晋		
組織委員長	藤岡 良一	審査委員長	堀井 智幸
組織委員	塩津 宏幸	審査委員	久保 智彦
組織委員	上村 誠児	審査委員	込山 秀行（組織委員会任命）

#### 第5条 大会競技役員

競技長	福山 典秀	計時委員長	早川 勉
副競技長	宮崎 泉	技術委員長	胡桃 博志
副競技長	坪井 清貴	救急委員長	大江 伸幸
副競技長	久保田 俊昭	事務局長	宮本 幸樹
コース委員長	小西 洋志		

#### 第6条 大会事務局（参加申込先）

〒510-0295 三重県鈴鹿市稲生町7992  
株式会社 モビリティランド 鈴鹿サーキット SMSC カートレース事務局  
TEL 059-378-3405 FAX 059-378-3625

## 第7条 レース距離

	部門	予選ヒート	決勝	セカンドチャンスヒート
全日本選手権	OK	12周 (15,168m)	24周 (30,336m)	8周 (10,112m)
	FS-125	12周 (15,168m)	22周 (27,808m)	8周 (10,112m)
	FP-3	12周 (15,168m)	22周 (27,808m)	8周 (10,112m)
地方選手権	FS-125	12周 (15,168m)	16周 (20,224m)	8周 (10,112m)
ジュニア選手権	FP-Jr	12周 (15,168m)	16周 (20,224m)	8周 (10,112m)
	FP-Jr Cadets	10周 (12,640m)	12周 (15,168m)	8周 (10,112m)

## 第8条 決勝出走台数

全部門：34台

## 第2章 競技会参加に関する事項

### 第9条 参加申込

#### 1. 受付期間：2019年2月28日（木）～4月7日（日）

参加申込については郵送、WEBエントリーフォームまたは大会事務局窓口にてエントリーを受付を行う。

WEBエントリー：URL →<https://apps.mobilityland.co.jp/info/download/ae882w>にて

必要事項を記入し受付を完了する必要がある。

WEBエントリーの参加料支払いについてはクレジットカード・コンビニ支払い・ネットバンキングによる支払い方法が選択できる。

郵送（現金書留）：参加申込書に必要な事項を全て記載し、参加料（SMSC/TRMC-S非会員の場合は、もてぎ・鈴鹿共済会会費を加算）を添えて申込締切日までに郵送しなければならない。

（締切日当日消印有効）受付期間以外での参加申込は、原則として受け付けない。

大会事務局窓口：参加申込書に必要な事項を全て記載し、参加料（SMSC/TRMC-S非会員の場合は、もてぎ・鈴鹿共済会会費を加算）を添えて申込締切日までに受付しなければならない。

#### 2. 遅延申込（郵送・窓口のみ）

予め事務局に対して連絡した場合は、遅延事務局手数料を含めた料金を支払う事で、申込を受ける事がある。但し、この場合は4月10日（水）までに全ての必要書類と参加料金が届いていなければならない。

#### 3. 遅延事務局手数料

全クラスとも、1エントリーにつき6,500円とする。

#### 4. 受理または拒否の通知の発送日

大会開催の2週間前から発送当日を除き7日前までの消印をもって発送する。

#### 5. エントリーの際に必要なもの

##### 1) 参加申込書

##### 2) 参加料金全額

##### 3) 競技会参加に関する誓約書

##### 4) 参加申込書の誓約・出場承諾書に保護者の署名および捺印と印鑑証明書（3ヶ月以内に取得したもの）

※ドライバーまたは、ピット要員が20歳未満の場合のみ

※鈴鹿サーキット未成年者年間出場承諾・誓約書（年間用）を提出、かつ全日本カート選手権を登録し、SMSCより年間登録番号を得たドライバーについては規定に基づき印鑑証明書1通の提出は不用とするが、この場合でも、本大会出場承諾書への保護者の署名と捺印を必要とする。

（注）ドライバー、ピット要員でSMSC会員・TRMC-S会員の方は、参加申込書にライセンスNo.を必ず記入すること。未記入は暫定会員として取り扱う場合がある。

##### 5) 2019年度有効であるJAF国内カート競技ライセンスのカラーコピー

**（注）競技会当日は、健康自認書を持参すること。**

#### 6. 申込先

※第6条参照

#### 7. 登録内容の変更

ドライバーおよび車両の登録内容の変更は下記の期日まで認められる。

・ドライバー：参加受理書発送まで

・車両：選手受付終了まで

#### 8. 選手受付・公式車検および決勝スタート時刻

公式通知にて示す。

#### 9. 公式通知掲示板の場所

1) 本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目および参加者に対する指示事項は、公式通知で示す。

2) 公式通知は、パドック内の公式掲示板にて掲示される。

## 第 10 条 参加料およびピット要員登録料

### 1. 参加料

	SMSC 会員 TRMC-S 会員	暫定会員 (鈴鹿・もてぎ非会員) (MS 共済会 会費 2,000 円を含む)
OK (全日本選手権)	<u>54,500円</u>	<u>56,500円</u>
FS-125 (全日本選手権)	<u>46,500円</u>	<u>48,500円</u>
FP-3 (全日本選手権)	<u>27,000円</u>	<u>29,000円</u>
FS-125 (地方選手権)	<u>27,000円</u>	<u>29,000円</u>
FP-Jr (ジュニア選手権)	<u>69,000円</u>	<u>71,000円</u>
FP-Jr Cadets (ジュニア選手権)	<u>66,000円</u>	<u>68,000円</u>

※全日本選手権 FS-125 はドライタイヤ 1 セット分を含む。

※ジュニア選手権は、デリバリーエンジン 1 基、ドライタイヤ 1 セットの登録料金を含む。

### 2. ピット要員登録料

	SMSC 会員 TRMC-S 会員	暫定会員 (鈴鹿・もてぎ非会員) (MS 共済会 会費 500 円を含む)
<b>OK</b> (全日本選手権) FS-125 (全日本選手権) FP-3 (全日本選手権) FS-125 (地方選手権) FP-Jr (ジュニア選手権) FP-Jr Cadets (ジュニア選手権)	3,100円/1名	3,600円/1名

※ **1 エントリーにつき 1 名のピット要員の登録を義務とし登録は最大 2 名までとする。**

**登録できるピット要員の年齢は 16 歳以上とする。**

## 第 11 条 保険

1. オーガナイザーの付保する保険とは別にドライバー 900 万円、ピット要員 1 名 400 万円以上のカート競技に有効な保険に加入していなければならない。
2. 鈴鹿サーキットにおいて、スポーツ走行およびレース大会に参加・出場するドライバーおよびピット要員は、もてぎ・鈴鹿 (MS) 共済会に加入しなければならない。
3. MS 共済会は年間加入または暫定加入とする。
  - 1) 年間加入は、TRMC-S、SMSC 会員として登録され、所定の共済会会費を納めた者のみとする。  
走行会員：10,000 円      ピット会員：4,000 円
  - 2) 暫定加入は当該大会 (特別スポーツ走行、予選、決勝) 有効とし、参加申込と同時に加入申込ができる。  
ドライバー：2,000 円      ピット要員：500 円
  - 3) MS 共済会 保険金支給規定については、MS 共済会規約書に準ずる。

### 第3章 競技に関する事項

#### 第12条 大会期間中の使用燃料について

今大会期間中、全てのクラスにおいて「2019年全日本カート選手権／ジュニアカート選手権統一規則」第20条 燃料 1. 2) により使用燃料を下記のとおり指定する。

##### 1. ガソリン

- (1) 使用する燃料は、鈴鹿サーキット指定給油所（別紙参照：鈴鹿サーキットパドック内給油所）で販売される下記のカソリンを使用すること。
- (2) 燃料には、燃料の性質を変えるような装置の取り付けや添加剤の混入を行ってはならない。

—指定燃料成分表—

銘柄	Shell	銘柄	Shell
	V-Power		V-Power
密度 (15℃)	0.7447	酸化安定度	480 以上
オクタン価 (リサーチ法)	99.7	鉛分	検出されない
オクタン価 (モーター法)	87.6	硫黄分	0.0007
蒸気圧 (RVP)	63.0	ベンゼン	0.7
蒸留性状 10%	51.0	メノール	検出されない
50%	94.5	イタノール	0.5 以下
90%	120.0	酸素分	0.1 以下
終点	184.0	灯油分	1 以下
実在ガム	1 以下	MTBE	0.5 以下
銅板腐食 (50℃、3 時間)	1	色	オレンジ系

#### 第13条 登録タイヤについて

「2019年全日本カート選手権統一規則」第17条カート10項に基づき、技術委員長の承認のもとに、各1本のみの交換が認められる。交換が認められるタイヤはバースト・パンクおよび嵌合部からの空気漏れ等による場合のみとし、新品タイヤへの交換は認められない。なお、トレッド肉厚は交換する前のタイヤと同等以下であること。

#### 第14条 エンジン始動について

「2019年全日本カート選手権／ジュニアカート選手権統一規則書」第30条14に従ったエンジン始動を義務付ける。

#### 第15条 エンジン交換

登録済エンジンが故障、破損した場合には競技会審査委員会の承認のもとに、以下を条件に変更（交換）することができる。

- (1) 変更(交換)の申請は各ヒートスタートの20分前までに大会事務局に提出すること。
- (2) 変更(交換)については当競技会において1回のみ認められる。  
※エンジンディストリビューションのあるクラスはエンジン配布後から決勝ヒート終了までの期間で1回のみ交換とする。
- (3) 変更(交換)後のヒートグリッドポジションは最後尾(複数名の場合、最も遅く申告した者を最後尾とする)とする。
- (4) 再登録料：取り扱いについては現金のみ

2019年全日本カート選手権統一規則 第16条2項(2)、ジュニアカート選手権統一規則 第16条2項(2)により、エンジン再登録料を下記の通りとする。

全日本	OK	2,000 円
	FS-125	2,000 円
	FP-3	2,000 円
ジュニア選手権	FP-Jr	27,000 円
	FP-JrCadets	27,000 円

#### 第 16 条 点火装置について

「2019 年全日本カート選手権統一規則 第 3 章 第 2 1 条 6」に従い、技術委員長は審査委員会の指示に基づき、当該車両の点火装置を技術委員長により指定された同一型式の別筐体に交換させる場合がある。この指示により交換作業を実施しなければならず、本件に関する抗議は認められない。

#### 第 17 条 チェーンガードについて

「2019 年 J A F 国内カート競技車両規則」第 2 章第 1 2 条（チェーン／電動ベルトガード）に 従ったチェーンガードをエンジン内側にドライブがある場合も取付ける事。また、予備のチェーンを取付ける事を禁止する。

#### 第 18 条 消火器携帯の義務について

「2019 年全日本カート選手権統一規則」第 3 0 条 1 7. 各ドライバーは、下記条件を備えた消火器を 1 本以上必ず携帯するものとし、公式車検時に持参し確認（封印：マーキング）を受けるものとする。なお、規定に合致した消火器の提示のないドライバーには、ペナルティを課す場合がある。

〔携帯用消火器の条件〕

種 類：A B C 粉末タイプ

大きさ：4 型（内容量 1. 2 k g）以上

#### 第 19 条 指定作業エリアについて

今大会期間中、パドックにて著しく火花の出る作業を行う場合、パークフェルメの指定された場所にて行うものとする。

#### 第 20 条 車載カメラについて

全クラスにおいて車載カメラの取付けを禁止とする。

#### 第 21 条 音量測定方法について

今大会期間中の音量測定方法については、「2019 年 J A F 国内カート競技車両規則」第 2 章第 2 3 条（音量規制）2. 音量測定 - 2 の方法で大会中無作為に測定する。音量の基準については、下記の通りとする。

J A F の指示に従って制作された支持物にカートを置いた状態で、エンジン回転を 10,000rpm（±500rpm）にして測定した場合の現行の音量限度は最大 1 0 7. 5 d B / A である。大会中はいつでも音量測定を行うことができるものとする。大会中無作為測定により違反車両が発覚した場合、当該競技者は除外される。

#### 第 22 条 再ブリーフィング料について

定刻のブリーフィングに出席しないドライバー、競技参加者は、オーガナイザーが定める再ブリーフィング料 1 0 , 0 0 0 円を支払い、再ブリーフィングを受けなければならない。

#### 第 23 条 スタート方法・コリドーの使用について

〔スタート方法〕

1. 国際カート規則に基づいた赤ライト 8 灯、オレンジライト 2 灯の信号機とホームストレート延長線上に設置されたオレンジライト 2 灯の信号機を使用した 2 列のローリングスタートとする。

- (1) ローリングラップの終了時、ドライバーは自分のポジションを保ち減速してスタートラインへ向かう。  
各列はコース上に描かれた幅 2 メートルのレーン（以下コリドー）内を保たなければならない。
  - (2) カートが最終コーナーに接近する段階で赤ライト( 8 灯)が点灯する。
  - (3) 全てのカートはスタートライン 2.5 m 手前に引いてあるイエローライン（加速ライン）を通過するまで、  
また赤ライトが消灯するまでは、いかなる方法によっても加速することは禁止される。  
これに違反した場合はペナルティが課せられる。
  - (4) ローリングラップの隊列が整ったとスターターが判断した場合赤ライトが消灯されスタートとなる。
  - (5) ローリングラップが整っていない場合は、ローリングラップがさらに 1 周行われることを意味する  
オレンジライト( 2 灯)が点滅する。その際赤ライト( 8 灯)も同時に点灯される。
2. 再三不正スタート（フライング）・コリドーからの逸脱があった場合には、競技長はスタート進行を中断  
するか、もしくはそのレースをスタートした後に、その旨を大会審査委員会に報告する。  
同委員会は不正スタート・レーン逸脱をしたドライバーに対しペナルティを課すことができる。
  3. ローリング中に停止した場合、全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。再スタート後は、隊列の最後尾  
につき自分のグリッドに戻ってはならない。先頭車が自分を追い越していくことを期待して隊列の前で待機をし、自分のグリ  
ッドに戻る事は禁止される。この場合、当該ドライバーに黒旗が振られレース失格となる。また、停止することなく大幅に隊  
列から遅れたドライバーも同様に隊列の最後尾につき自分のグリッドに戻ってはならない。その場合、当該ドライバーに対し  
て白地に赤色の×印の表示板を提示する。
  4. ローリング時、フロントローの選手は後続車が追いつけないようなスピード、もしくは極端な低速で走行してはならず、特に 7  
番ポストを過ぎてからは隊列を整えるよう配慮すること。また、幅 2 メートルのレーンからイエローラインを越えるまでは加速  
してはならない。これに違反した場合は白／黒旗によって警告し、再度同じ行為を繰り返した場合は「2019 年全日  
本カート選手権統一規則第 6 章第 3 8 条」のペナルティを適用する。
  5. ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行することは禁止される。
  6. スタート後、先頭の車両が 1 周するまでにスタートラインを越えない車両はそのヒートを出走する  
ことはできない。
  7. ローリング中、最終コーナー手前、コース上に描かれたレッドラインからスタートラインまでを隊列復帰禁止区間とし、ローリ  
ングの隊列がレッドラインに差し掛かった時点から、全車がピットロード出口を通過するまでピットアウトは禁止する。この際、  
スタート合図がなされた場合、ピットスタートはできない。（ローリング中に停止したドライバーは上記 4 に従うこと。）

#### 【コリドーについて】

最終コーナーから白線で縁取られた幅 2 メートルのレーンが、スタートラインまで 11.0 メートルに渡って描かれる。

スタートの際は全車が白線の中に整列が完了し公式スターターが隊列は整ったと判断した時点でレッドシグナルが消灯し  
スタートとなる。

#### 第 2 4 条 ニュートリゼーションの適用について

「2019 全日本選手権統一規則」30 条第 1 項に基づき、ニュートリゼーション(中立化)を予選ヒートおよび決勝ヒートにて  
適用する。なお、運用は「2019 全日本/地方/ジュニアカート選手権統一規則」に順ずる

#### 第 2 5 条 その他一般事項（ピット・パドックエリア火気取り扱い・モーターバイク）

パドック内での火気の使用および喫煙を禁止する。また、今大会期間中において、国際南コースエリア内でのオートバイ、  
スクーター、ミニモトクロス、ゴーペット等のエンジン付(電動モーターを含む)車両の使用を安全上の理由により禁止とする。

ドライバー及びエントラント間での暴力行為、オフィシャル指示を故意に無視した行為及びオフィシャルへの暴言・威嚇に  
ついては、ペナルティとなります。

## 第4章 成績および賞典に関する事項

### 第26条 成績および賞典

1. 決勝ヒートの結果により決定する。
2. 正賞はJAF、SMSCよりドライバーに対して授与される。

全日本選手権	【OK部門】	1～3位	賞金（オートボックス）、JAF盾、トロフィー
		4～6位	トロフィー
	【FS125部門】	1～3位	JAF盾、トロフィー
		4～6位	トロフィー
	【FP-3部門】	1～3位	JAF盾、トロフィー
		4～6位	トロフィー
地方選手権	【FS125部門】	1～3位	JAF盾、トロフィー
		4～6位	トロフィー
ジュニア選手権	【FP-Jr部門】	1～3位	JAF盾、トロフィー
		4～6位	トロフィー
	【FP-JrCadets】	1～3位	JAF盾、トロフィー
		4～6位	トロフィー

3. 賞典は決勝出場台数に応じて、下記の通り制限される。

5～7台……3位まで 8～9台……4位まで 10～11台……5位まで 12～13台……6位まで

## 第5章 その他一般事項

### 第27条 指定病院について

大会期間中、下記の病院を鈴鹿サーキット指定病院とする。

	鈴鹿中央総合病院	鈴鹿回生病院	三重県立総合医療センター
種別	外科・整形外科・内科 脳神経外科 他	外科・整形外科・内科 脳神経外科 他	外科・整形外科・内科 脳神経外科 他
病院規模	ベッド数 460	ベッド数 379	ベッド数 446
所在地	鈴鹿市安塚町山之花 1275-53	鈴鹿市国府町 112-1	四日市市大字日永 5450-132
電話番号	059-382-1311	059-375-1212	059-345-2321
所要時間	10分	10分	25分

※大会期間中負傷した際は、必ず鈴鹿サーキット内医務室にて診断を受けなければならない。

受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

### 第28条 MS共済会（保険）

MS共済会給付金規定は別途記載する。



## もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサーキット内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

### 1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円~ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし1事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円  外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

### 2. 保険金をお支払いできない主な場合

- ・故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- ・無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- ・脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- ・戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- ・頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないもの など  
に対しては、保険金をお支払いできません。
- ・外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

### 3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

#### 1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサーキット内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

#### 2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さまに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。  
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 4. 個人情報の取扱について

- もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜(株)に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜(株)は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜(株)の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。  
なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜(株)の公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。  
もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

### ご契約、事故に関するお問い合わせ先

#### 取扱代理店

株式会社ホンダスタッフィングサービス  
〒510-0201 三重県鈴鹿市稻生町7992  
TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)  
FAX:059-370-0248

#### ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン日本興亜(株) 三重支店 四日市法人支社  
TEL:059-353-6557 FAX:059-351-5417 (営業時間平日9:00~17:00)

#### 事故に関するお問合せ先

- ・『ツインリンクもてぎ』での事故

損害保険ジャパン日本興亜(株) 関東保険金サービス第二部 栃木火災新種保険金サービス課  
TEL:028-633-7431 FAX:028-633-7456 (営業時間平日9:00~17:00)

- ・『鈴鹿サーキット』での事故

損害保険ジャパン日本興亜(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課  
TEL:052-953-3911 FAX:052-953-3691 (営業時間平日9:00~17:00)

**もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ**  
～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

1.事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。利用記録がなければ、保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。但し、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。

2.ご請求書類は

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から、負傷された皆様に保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にてお送りいたします。負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、主催者にご連絡いただきお取り寄せください。

3.ご請求手続きは完治してから保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。

入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用封筒にてご送付ください。

4.保険金が指定された口座に振り込まれます。

保険会社に書類が到着した段階で不備がない場合、通常 10 日ほどでご指定いただいた口座に振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405 営業時間 : 9 時～17 時

